

答 申

1 審査会の結論

諮問第152号案件「障害福祉部障害施策推進課が保有する同行援護における代筆範囲について」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和4年11月25日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同月28日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、請求人が行った「同行援護事業における「代筆」が可能な範囲について記載した文書またはその範囲を検討した際に作成した文書」の行政情報開示請求(令和4年度受付第262号。以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が令和4年11月11日付けで行った一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求め、非開示部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、「本件情報には、氏名等の「個人情報」は含まれておらず、実施機関の解釈は失当であるため。」である。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件請求に対し、本件請求の対象となる行政情報の一部が条例第7条第2号に該当するとして一部開示決定処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおり要約される。すなわち、処分庁が令和4年11月11日付けで一部開示決定を行った「同行援護における代筆の範囲について」には、特定の個人が特定の行政サービスを利用していたことが明らかになる情報が記載されており、特定の個人がどのような行政サービスを利用していたかという情報も、条例第7条第2号に該当する個人情報である。このことから、当該情報について処分庁が同号に該当するとして非開示とした決定は正当であり、本件審査請求は棄却されるべきであるとの主張である。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件審査請求対象文書は「同行援護における代筆の範囲について(令和4年8月9日付)」である。

なお、審査請求書によれば、請求人は、本件審査請求対象文書のうち、非開示部分の全てを開示するよう求めている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、非開示となる情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

これを本件についてみると、本件非開示部分には、被支援者の具体的な状況に係る事項が記載されており、これは特定の個人を識別することができるもの若しくは識別し得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるから、条例第7条第2号の非開示情報に該当すると認められる。

よって、実施機関が条例第7条第2号に該当することを理由に当該部分を非開示としたことは、妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和5年5月31日	(諮問第152号) ・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。
令和6年11月28日	(令和6年度第7回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和6年12月16日	(令和6年度第8回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和7年2月5日	(令和6年度第9回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和7年3月11日	(答申第152号) ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 大林 啓吾

副会長 土田 伸也

委員	太田	航平
委員	白石	裕美子
委員	松村	武志